

議題 第6号

令和9年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る計画認定申請について

○令和9年度・・・令和8年10月1日～令和9年9月30日

【補助対象路線】

市町※をまたがって運行する地域間幹線系統路線に接続する路線のうち、一定の要件を満たすもの。

※平成13年3月31日における市町村の状態

益田市は乗合タクシー2路線（美都線・匹見線）について申請。

（美都線）

運行開始：令和7年10月 1日

実証期間：令和7年10月 1日～令和8年9月30日

実証期間中（R7.10.1～R8.5.31）の利用状況

- ・運行便数：1,255便（路線定期 954便、路線不定期301便）
- ・利用者数：3,873人（路線定期3,247人、路線不定期626人）

（匹見線）

運行開始：令和7年 3月17日

改定：令和8年 1月 5日

実証期間：令和7年 3月17日～令和8年9月30日

実証期間中（R7.3.17～R8.5.31）の利用状況

- ・運行便数：1,213便（路線定期1,172便、路線不定期41便）
- ・利用者数：1,798人（路線定期1,756人、路線不定期42人）

【協議会にて審議が必要な書類】（補助金申請時に必要な書類）

- ・地域公共交通計画と補助制度の連動化に係る最低限の記載事項（セルフチェック表） 資料6－1
- ・地域公共交通計画別紙 資料6－2
- ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 資料6－3
- ・表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 資料6－4

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				関連市町村との調整	記載箇所
			起点	経由地	終点			運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)		
益田市	日本交通(株)	(1) 美都線	石見交通本社前	東仙道	板井川			路線型	①幹線接続	石見交通本社前でお助対象地域間幹線系統小浜江崎線及び浜田益田線と接続	①新たに運行開始		P74
	益田タクシー(株)	(2) 匹見線	大境・県立養護学校前	匹見口 匹見上	匹見峡温泉			路線型	①幹線接続	大境・県立養護学校前で補助対象地域間幹線系統津和野線と接続	①新たに運行開始		P74
		(3)											
		(4)											
		(5)											
		(6)											
		(7)											
		(8)											
		(9)											

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 補助を受けようとする地域内フィーダー系統が複数の市町に跨がる場合、関連する自治体との調整状況を記載すること。

令和 8 年 6 月 日

(名称) 益田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

益田市は、東は浜田市・広島県北広島町・安芸太田町、西は山口県萩市、南は津和野町・吉賀町・山口県岩国市・広島県廿日市市に接しており、隣接市町へ通じる幹線交通である路線バスや高速バス、鉄道を軸に、市域内に広範に路線バス、乗合タクシー等により構成される公共交通機関網が広がっている。また、益田市に合併した旧美都町及び旧匹見町においては、路線バスの廃止に伴う代替路線として実証運行している乗合タクシー美都線及び匹見線が、旧益田市に向かう唯一の手段（高速バスを除く）として、総合病院への通院や、大規模商店での生活用品の買い入れなど、車を運転できない高齢者等を中心とした市民の日常生活機能を担う中で、必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少し続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、令和 8 年 10 月から、乗合タクシー美都線及び匹見線の本格運行を開始するにあたり、地域公共交通確保維持事業により、引き続き乗合タクシー美都線・匹見線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標****【美都線】**

- ・利用者数を 7,170 人以上とする。
- ・収支率を 6.1%以上とする。
- ・年間負担額を 24,339 千円以内とする。

【匹見線】

- ・利用者数を 1,880 人以上とする。
- ・収支率を 2.6%以上とする。
- ・年間負担額を 18,338 千円以内とする。

(2) 事業の効果

当該乗合タクシー路線が地域間幹線系統と接続することで、旧美都町及び旧匹見町に住む主に自家用車等の移動手段を持たない住民が日常生活において広域的に移動することを可能にしている。

本事業により、地域内フィーダー系統を維持することで、地域住民に必要不可欠な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップを作成し、必要とされる方へ配布（益田市）
- ・運行ダイヤのオープンデータ化による経路検索サービスでの活用。（益田市）
- ・益田市 LINE 公式アカウントによる運行ダイヤの検索、デマンド運行便の予約に対応。（益田市）
- ・公共交通のワークショップの開催等モビリティマネジメントを行う。（益田市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を益田市が負担することとしている。なお、運行に係る費用総額の見込みは以下のとおり。 【美都線】 25,920,000 円 【匹見線】 18,827,160 円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・市民アンケート調査（市内在住 18 歳以上の住民から無作為にアンケートを実施。外出状況・公共交通の利用状況と満足度等を調査。） ・高校生アンケート調査（市内に在籍する高校 2 年生、隣接市町の高校に通学する本市在住の高校生を対象に実施。（個人属性・通学手段等を調査。） ・利用者聞き取りおよびアンケート調査（公共交通利用者の利用状況や満足度等を調査。） ・事業所からの乗降結果
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性
<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
益田市地域公共交通活性化協議会 ・令和8年6月26日 フィーダー系統について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
随時、アンケート調査や訪問での聞き取りにより、対象系統の沿線住民や利用者からの意見聴取等を実施した。便数の増、停留所の数や位置、案内・表示等についての細かな意見は様々あったが、いずれのフィーダー系統も沿線住民にとっては欠かせない重要な系統であり、現在運行している系統については、引き続き運行を確保してもらいたいという意見が多数あった。 そのため、令和9年度の計画としては、現状程度の運行を維持しつつ、今後も行政・沿線住民・事業者が連携し、時刻表・路線図の配布や案内板の設置などについて協議を行い、より一層の利用促進に努めることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県益田市常盤町1番1号

(所 属) 政策企画局交通対策課

(氏 名) 三上 敦也

(電 話) 0856-31-1050

(e-mail) koutsu@city.masuda.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
島根県	益田市	益田市地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	31,104 人
交通不便地域等（人）	41,489 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
41,489 人	益田市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
島根県	益田市	益田市地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	31,104 人
交通不便地域等（人）	41,489 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
41,489 人	益田市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度